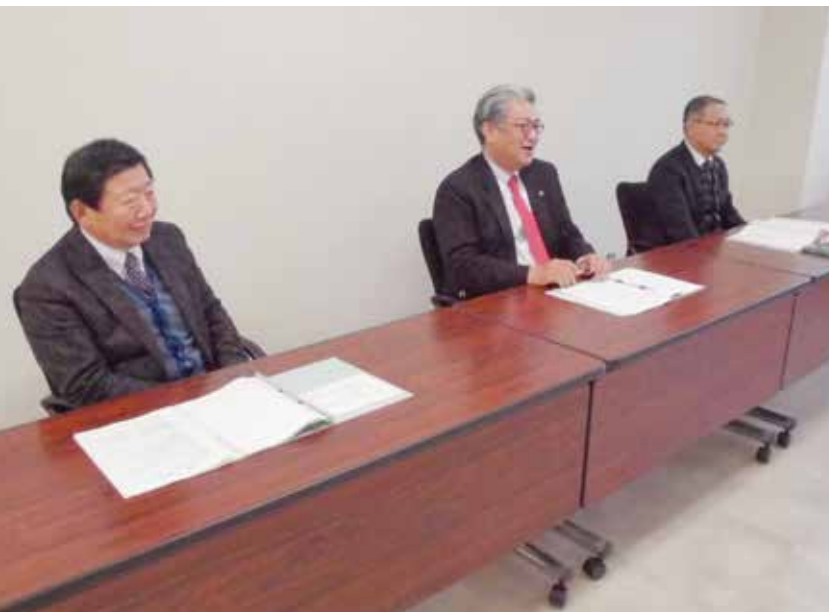




あっせんの様子 (イメージ)



相談の様子 (イメージ)



福岡県吉塚合同庁舎 (7階 労働委員会)



FUKUOKA PREFECTURE

福岡県

良好な労使関係づくりをサポート

(寄稿: 福岡県労働委員会)

1 複雑化する 労使トラブル

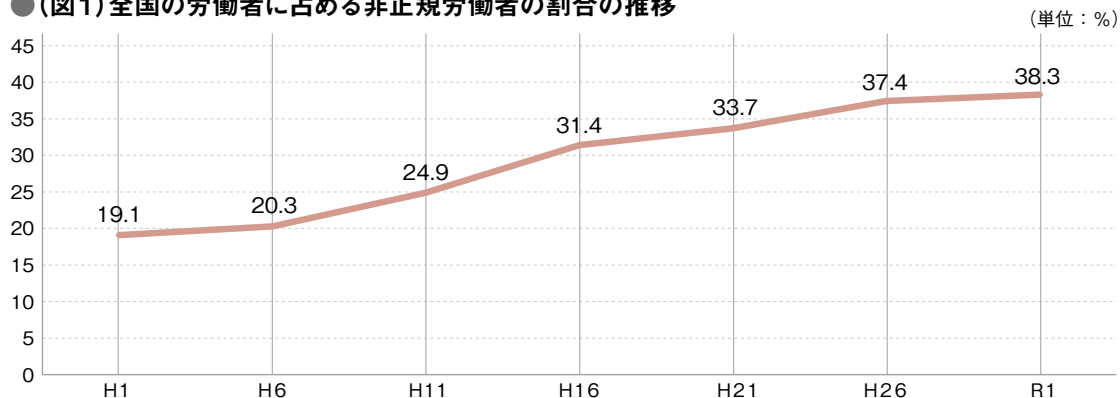
「突然知らない労働組合から要求書が届いた」、「社内でパワハラ問題が生じた」など、労使間のトラブルが増えています。

経済のサービス化、ビジネスの多様化により、就業形態の多様化も進みました。全就業者に占める非正規労働者の割合は、この30年間で2

倍に増え、ほぼ4割にまで達しています(図1)。

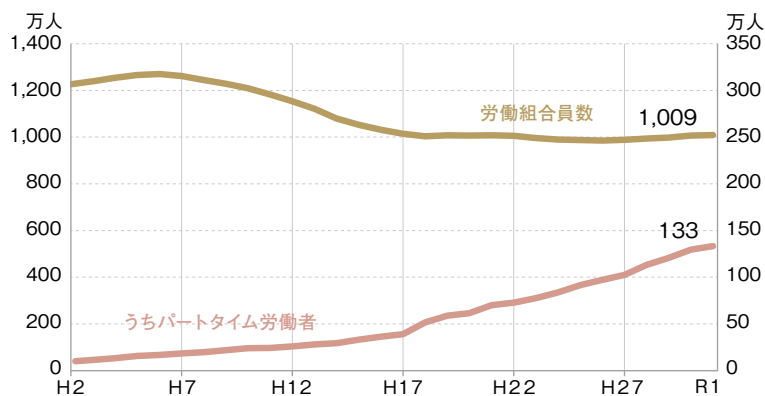
このような就業形態の多様化は、労働組合のあり方にも影響を与えており、労働組合員の中に占めるパートタイム労働者の割合も年々増加しています(図2)。このような非正規労働者や、正規でも所属する会社に組合がない労働者など、様々な立場の労働者の受け皿として、合同労組(企業の枠を超えて組

●(図1) 全国の労働者に占める非正規労働者の割合の推移



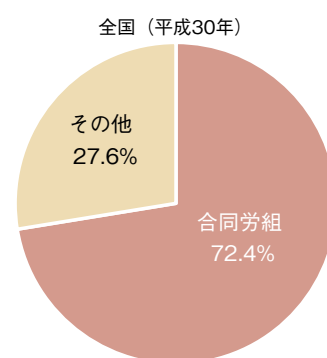
出典：総務省労働力調査 ※平成元年から平成11年までの数値は、各年2月の数値。平成16年以降は年平均。

●(図2) 労働組合員数の推移



出典：厚生労働省「労働組合基礎調査」

●(図3) あっせん等における合同労組の割合



出典：平成30年労働委員会年報 ※あっせんの他に調停も含む。

組織され個人でも加入できる労働組合が、その存在感を強めています（図3）。

これら労使関係の変化を背景として、労使間のトラブルも、多様で複雑なものとなっています。

2 労働委員会とは

労働委員会は、このような労使間トラブルを迅速、円満に解決できるように、「あっせん（歩み寄りの支援）」や「不当労働行為の審査」などを行う行政機関です。

「あっせん」は、使用者（事業主）と組合の間でトラブルが生じた際に、一方が話し合いを拒否した場合や、話し合いがどうしてもまとまらず、自主的な解決が困難となった場合に、労使いずれかからの申請を受けて、労働委員会が間に入り、解決のお手伝いをするものです。

また、「不当労働行為」は、使用者が組合からの団体交渉の申入れを正当な理由なく拒否したり、組合活動を理由に不利益な取扱いをするなどの使用者の行為を指し、労働

組合法で禁止されています。労働委員会では、組合から「不当労働行為があった」と申立てられたときは、労使双方の主張内容を審査し、公正・中立な判断を行います。

労働委員会の手続きは、簡易迅速・無料で、訴訟などに比べ、当事者の負担が少ないことが特徴です。

3 労使問題解決のプロ集団

福岡県労働委員会は、労働問題に詳しい、①大学教授や弁護士などの公益委員7人、②労働組合役員などの労働者委員7人、③会社経営者などの使用者委員7人、計21人の委員で構成されています。

各委員は、それぞれの豊富な知識・経験を活かして、労使間トラブルの円満な解決のお手伝いをします（図4・図5）。

4 当事者に寄り添う「あっせん」

「あっせん」の場合、公益委員、

●(図4)労働委員会委員(三者構成)



労働者委員、使用者委員それぞれ1人ずつ、計3人で、労働者(組合)側と使用者側それぞれから主張を聴き、あつせん案(和解案)を示します。手続きは、申請の段階から、当事者以外には非公開で進められます。

公益委員は、「あつせん」の場の全体的な調整、進行などを担い、法制度などに関する専門的知見を活かしたアドバイスや説得を行います。

労使それぞれの委員は、当事者の立場に立つて、時には、労働者、使用者それぞれと個別に面談し、その思

いを十分に汲みとった上で、関係正常化へ向けた助言を行い、あつせん案を調整します。

最近、福岡県内で起こった例として、パートの従業員が、その上司のパワハラが原因で退職に追い込まれたとして、合同労組を通じて会社へ解決金を求めてきた事案がありました。会社側も、組合が求める解決金の額に納得できず、当事者だけでは話し合いが膠着状態になったため、会社側が、労働委員会に「あつせん」を依頼してきたというものです。この事案では、労働者委員と使

●(図5)福岡県労働委員会委員

(50音順) ◎会長 ○会長代理

公益委員



労働者委員



使用者委員



※詳細は、県のHPに掲載しています。

福岡県労働委員会委員名簿

Q 検索



●(図6)問い合わせ先

組合と事業主の
トラブル

◆福岡県労働委員会事務局◆

福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎7階
(JR吉塚駅から徒歩5分)

- あっせん
調整課 (092) 643-3980
cchousei@pref.fukuoka.lg.jp
- 不当労働行為の審査、労働組合の資格審査
審査課 (092) 643-3982

福岡県労働委員会

Q 検索



労働者個人と
事業主のトラブル

◆福岡県の労働者支援事務所◆

福岡労働者支援事務所
福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎
(092) 735-6149 fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

北九州労働者支援事務所
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4階
(093) 967-3945 kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp

筑後労働者支援事務所
久留米市合川町1642番地の1 久留米総合庁舎1階
(0942) 30-1034 chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp

筑豊労働者支援事務所
飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎別館2階
(0948) 22-1149 chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県労働者支援事務所

Q 検索



5 労働者「個人」との
トラブルの解決には

また、福岡県では、組合と使用者との間のトラブルだけでなく、労働者「個人」と使用者との間のトラブルについて、県内4か所の労働者支援事務所で相談を受け付け、必要に応じて、「職員によるあっせん」も行っています。さらに専門的な知見を要すると認められる場合は、「労働委員会の委員によるあっせん」も行います。

コロナ禍の今だからこそ、良好な労使関係の中で、ビジネスを進めて行くことが大切です。経営者、従業員の皆さん、労使問題で困りの際は、お気軽に福岡県の労働委員会または労働者支援事務所へご相談ください(図6)。

用者委員が、それぞれ組合と会社に対し、トラブルの早期解決が双方にとって有益であることなどを粘り強く説得し、解決金の額を調整した結果、合意が成立し、円満解決に至っています。

会長コメント

労使のトラブルで
困ったときは、
是非ご相談ください。



▲ 山下 昇 会長

※ 熊本県、長崎県では、労働者「個人」と事業主とのトラブルについても、労働委員会が直接対応しています。

長崎県労働委員会事務局

住所: 長崎市尾上町3番1号

電話: 095・822・2398

FAX: 095・825・6387

熊本県労働委員会事務局

住所: 熊本市中央区水前寺

6丁目18番1号

電話: 096・333・2753

FAX: 096・384・1402

なお、労働委員会は各都道府県に設置されています。熊本県・長崎県での労使トラブルについては、以下にご相談ください。